

愛川町町民公益活動に係る支援指針

1 趣 旨

この指針は、愛川町自治基本条例（平成16年愛川町条例第1号。以下「条例」という。）第5章の規定に基づき、町民公益活動に係る支援に関し、必要な事項を定める。

2 定 義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民協働 町民、町民公益活動団体、事業者、議会及び町がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任において、自治運営に取り組むことをいう。
- (2) 町民公益活動 条例第25条に規定する活動をいう。
- (3) 町民公益活動団体 前号に規定する活動を行うことを主たる目的とする継続性を持った団体をいい、行政区、町内会、青少年育成会、子ども会、NP 法人などが該当する。ただし、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人などについては、他の法令で様々な支援制度が確立しているため、町民公益活動団体には該当しない。
- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行うものをいう。

3 役 割

(1) 町民等の役割

ア 町民等は、自治運営の主体としての認識と自覚により、積極的に、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、行動するよう努めること。

イ 町民等は、町民公益活動に関心を持ち、その活動の発展と推進に協力するよう努めること。

ウ 町民等の役割は、他者から強制されるものではなく、町民等個々の自主性に基づくものであること。

(2) 町民公益活動団体の役割

町民公益活動団体は、自らの社会的責任を自覚し、その活動を推進するとともに、その活動が広く町民等に理解されるよう努めること。（活動報告書やホームページによる情報公開）

(3) 町の役割

ア 町は、町民協働の自治運営を推進するため、財政的支援や環境の整備などに努めること。

イ 町は、町民協働の推進に関する情報を、原則として公開するよう努めること。

ウ 町は、町職員に対して町民公益活動の果たす役割の重要性を認識させるとともに、庁内各部署の緊密な連携を図りながら、町民公益活動に対する意識の高揚と啓発に努めること。

エ 町は、事業者に対して、地域社会の一員として、町民公益活動の支援について協力を求めること。

4 支援の内容

(1) 財政的支援（条例第26条第1項関係）

ア 財政的支援とは、新たな町民公益活動を活性化することを目的とし、補助金の交付、使用料の減免などを行うことをいう。ただし、町が新たに財政的支援を行う場合は、単に町民公益活動との理由から補助するのではなく、当該活動の目的や公益性、事業計画や予算の合理性、効果等を総合的に審査し、町民公益活動に係る予算の範囲内で支援をするものとする。

イ 町は、町から財政的支援等の特別な支援を受けて事業を行う町民公益活動団体に対し、原則として、財政的支援の手續に係る書類等の提出を義務付けるものとする。

(2) 環境の整備（条例第26条第2項関係）

環境の整備とは、町民公益活動を行うもの又は始めようとするものに対して、交流、日常の会議などに使用する活動拠点の提供、備品の貸与、消耗品の供与、情報の提供などを行うことをいう。

(3) 情報の公開（条例第26条第3項関係）

ア 町は、支援の公平性及び透明性を確保するため、支援手續に関する書類などの情報を公開する。

イ 町は、町民公益活動に関する様々な情報を収集するとともに、町ホームページなどによる情報発信に努めるものとする。

(4) 人材育成

町民公益活動を担うものの育成・確保をするため、活動のきっかけとなる講演会、シンポジウム、研修などを通して、人材の育成に努めるものとする。

(5) 行政サービスへの参入機会の調査・研究

町は、町民公益活動の推進状況に応じて、専門性・地域性など町民公益活動団体の特性を活かせる分野における業務を委託することなど、行政サービスへの参入機会の可能性について調査・研究するものとする。

5 実施

この指針のうち、その性質上、条例施行後直ちに実施することが困難なものについては、財政状況等を踏まえた上、支援の推進に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成16年9月1日から施行する。